

諏訪信用金庫

相続サポートセンター

窓口に行かずに
手続きできないかしら？

相続の手続きって
何をすればいいの？

相続人が遠方にいて
手続きが進まない・・・



当金庫にお取引のある、お亡くなりになった方の
預金等の相続手続きのご案内をいたします。

お電話にて、相続手続きの流れをご説明いたします。

郵便で相続関係書類の授受も可能です。

諏訪信用金庫 相続サポートセンター

専用フリーダイヤル ☎ 0120-502-377

平日9:00～17:00（土日・祝日、12/31～1/3は除きます）

※お亡くなりになった方について、ご逝去日や当金庫とのお取引内容などを
お知らせください。

※お亡くなりになった方のご預金は、お引き出しやご入金を停止させていただきます。



スマホでもっと便利に！
諏訪信用金庫アプリ
<ダウンロードはこちらから！>



ずっと一緒に いつも近くに
 **諏訪信用金庫**
SUWA SHINKIN BANK

相続手続きの流れ



STEP1 相続発生のご連絡

- ・お亡くなりになったお客さまについてお知らせください。

※お亡くなりになったお客さまの口座は、相続手続きが終わるまで入出金などのお取引ができなくなります。



STEP2 相続方法・相続人等に関するご連絡

- ・遺言書の有無、分割協議書の作成予定などをご確認いただきお知らせください。お知らせを基に、ご用意いただく書類等についてご案内いたします。



STEP3 必要書類のご準備・ご提出

- ・当金庫所定の「相続届」へのご署名・ご捺印のほか、STEP2でご案内する戸籍謄本や印鑑証明書などの必要書類のご準備・ご提出をお願いいたします。

※ご提出いただいた書類を確認し、不足書類のご連絡や内容確認のためにお客さまにご連絡させていただくことがあります。



STEP4 払い戻し等のお手続き

- ・相続預金の払い戻し・名義変更等の手続きをおこないます。手続き完了後、払戻金・名義変更後の通帳・証書をお受取りいただきます。



- ・ご提出いただいた書類を基に金庫内の各種手続きをおこないますので、手続き完了までにお時間を頂戴いたします。
 - ・お取引内容により、相続手続きの取扱いが異なる場合がございます。
- ※ご不明な点はお電話でお問い合わせください。

しんきん ATMゼロネットサービス

諏訪信用金庫のキャッシュカードなら

全国の信用金庫 ATM

入出金手数料 0円

詳しくはこちら↑

